

## ○桐生市環境基本条例

(平成 12 年 12 月 27 日 桐生市条例第 51 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基本事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が促進され、及び循環的な利用が行われない資源については適正に処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

### (基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で、豊かな環境の恵みを受けるとともに、その環境が将来の世代へ承継されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全は、人と自然が共生できるよう自然環境に配慮し、適切に行われなければならない。

3 良好な環境の保全は、市、市民及び事業者が公正な役割分担の下に環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全についての施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、良好な環境の保全のための広域的な取り組みを必要とするものについては、国、群馬県及び近隣の地方公共団体に協力を求めるよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境に関する施策に積極的に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止、廃棄物の減量と適正処理及びその他環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売に当たって、その製品が廃棄される場合、適正に処理が行われ、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境に関する施策に積極的に協力しなければならない。

### (施策の基本事項)

第 7 条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として良好な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 人の健康又は生活環境に及ぼす被害を未然に防止するため大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 公害及びその他環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めること。

- (3) 生態系の多様性の確保に努め、人と自然が共生する環境を保全すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、その他の行動に取り組むことにより持続的に発展することができる循環型社会が構築されるよう取り組むこと。
- (5) 環境情報の提供、環境教育及び環境学習の充実に努め、環境保全活動への参加を促進すること。
- (6) 地域環境は、地球規模の環境と深く関わっていることから、良好な環境の保全に関する取組を通じて地球環境保全に貢献すること。

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、桐生市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、桐生市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

#### (報告書)

第9条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### (市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画と総合的に整合を図るものとする。

#### (規制の措置)

第11条 市は、良好な環境の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

#### (環境への配慮)

第12条 環境に著しい影響を及ぼすと思われる土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画の環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

#### (施設整備の推進)

第13条 市は、一般廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設、並びに公園緑地等の自然とのふれあいや保護を図るための施設の整備に努めるものとする。

#### (環境に関する教育及び学習)

第14条 市は、市民等が良好な環境の保全について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が自発的に行う清掃活動、再生資源に係る回収活動、希少生物の保護等良好な環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (情報の提供)

第16条 市は、第14条に規定する良好な環境の保全に関する教育、学習の充実並びに前条に規定する市民等の自発的な活動を促進するため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

#### (調査の実施等)

第17条 市は、良好な環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (市民等の意見の反映)

第18条 市は、良好な環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第19条 市は、良好な環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

のとする。

附 則

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。